

公立病院改革プランの概要

団 体 名		国民健康保険山城病院組合					
プ ラ ン の 名 称		公立山城病院の今後のあり方について					
策 定 日		平成 21年 1月 29日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 23年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	公立山城病院					
	所 在 地	京都府木津川市大字木津小字池田74-1					
	病 床 数	一般病床 311床 ・ 感染症 10床					
	診 療 科 目	内科・神経内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・精神科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>持続的、安定的な医療を提供するための経営を維持し、地域の医療事情の変化に対応した診療機能の提供を進めていく。</p> <p>① 京都府南部の小児・周産期医療の拠点 ② 高齢化の進行に伴い増加する疾患(特に循環器系疾患)への対応 ③ 救急医療の受入強化 ④ 機能分担・医療連携の徹底</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		繰入基準の範囲内で安定的な運営を図る。					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	96.0	92.6	98.3	99.8	101.1	
	職員給与費比率	43.9	52.5	51.2	52.0	51.8	
	病床利用率	76.5	71.4	84.8	91.8	90.5	
	流動比率	402.1	414.6	405.7	422.3	461.0	
上記目標数値設定の考え方		<p>○経営情報の共有とコスト削減による経営の健全化。 ○医師・看護師等マンパワーの増強と安定的確保。 ○連携診療システムの整備と医療機能の強化。 (経常黒字化の目標年度:H23年度)</p>					

				団体名 (病院名)	国民健康保険山城病院組合 (公立山城病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
一日患者数(入院)(人)		237.9	222	263.6	285.6	281.6	
新入院患者数(人)		5,047	5,158	5,773	6,591	7,391	
平均在院日数(日)		17.3	15.7	15.4	14.6	13.9	
病床稼働率(%)		76.5	71.4	84.8	91.8	90.5	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	戦略的な人員配置を進めていくこととしており、施策の要となる人材を確保するなど、成長基盤の充実を図る。また、業務の実施体制を見直し、一層の効率的な運営を目指すため、アウトソーシングを推進する。					
	事業規模・形態の見直し	今後、一層の医療資源の集約政策が予測されており、将来の地域の医療需要に的確に対処していくためにも、現在の事業規模を堅持し、平均在院日数の短縮化に努めるなど、安定した受入体制を確立する。					
	経費削減・抑制対策	平成20年度から全ての契約業務、物品購入業務の見直しを進めているところであり、本計画期間内においても、競争性の導入や一括購入によるスケールメリットを一層追及していくものとする。					
	収入増加・確保対策	マンパワーの向上 — 特に医師の招聘により安定的に増収を図る。 高度な施設基準の取得 — 現実的には看護師を増強し7:1看護の施設基準や、将来的にはICU・NICU等の施設基準を取得し増収を図る。 なお、経営の健全化を図るためには、施設基準を取得するなど診療報酬制度への的確な対応を図り、併せて地域住民が安心できる医療体制の実現を目指すためには、医療スタッフの充実のための先行投資が必要不可欠である。					
その他	連携医療システムの構築による機能分担を推進し、スムーズな紹介・逆紹介、積極的な救急対応等、患者の安全・安心の確保を図る。						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	83.28%	18年度	75.65%	19年度	76.49%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	今後、一層の医療資源の集約政策が予測されており、将来の地域の医療需要に的確に対処していくためにも、現在の事業規模を堅持し、平均在院日数の短縮化に努めるなど、安定した受入体制を確立する。また、地域の医療需要を踏まえ、病棟の一部を亜急性期病床に転換することも検討が求められる。					

団体名 (病院名)	国民健康保険山城病院組合 (公立山城病院)
--------------	--------------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	病院数 3 病床数 666 内科・神経内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・精神科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・人工血液透析・歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	4疾患5事業のそれぞれに地域ごとの基幹病院を設置し、医療連携を核とした機能分担の推進が示されている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	平成23年度 (地域医療連携の推進)	<内容> 地域の医療機関相互の役割分担や機能連携による効率的な医療提供体制を構築するため、当院は急性期・高度医療に特化するとともに、地域の他の医療機関や医師会との連携を一層強化する。このため、計画期間内においては、連携診療システムの整備を図っていくこととしており、診療所との協働を進めていくための基盤整備をはじめ在宅医療の後方支援など地域における機能分担・医療連携を徹底する。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input checked="" type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	改革プランの進捗状況を評価・点検するシステムとして「公立山城病院事業評価委員会」(仮称)を設置し、成果等について評価するとともに、その内容を半期ごとに作成する進捗報告書でもって構成市町村に報告のうえ公表する。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	委員会の開催時期は毎年6月・11月の2回とする。		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	国民健康保険山城病院組合 (公立山城病院)
--------------	--------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	5406	5631	4882	5692	6225	6628
	(1) 料金収入	5161	5376	4582	5392	5924	6328
	(2) その他	245	255	300	300	300	300
	うち他会計負担金	21	25	70	70	70	70
	2. 医業外収益	184	188	188	188	188	188
	(1) 他会計負担金・補助金	152	142	142	142	142	142
	(2) 国(県)補助金	3	5	5	5	5	5
	(3) その他	28	41	41	41	41	41
	経常収益(A)	5590	5819	5070	5880	6413	6816
	入	1. 医業費用 b	5476	5704	5156	5661	6107
(1) 職員給与費 c		2457	2470	2564	2912	3234	3435
(2) 材料費		1770	1854	1234	1329	1428	1485
(3) 経費		972	1103	1078	1119	1126	1167
(4) 減価償却費		269	266	269	285	298	311
(5) その他		8	11	11	16	21	26
2. 医業外費用		339	357	319	321	320	318
(1) 支払利息		177	171	165	158	152	145
(2) その他		162	186	154	163	168	173
経常費用(B)		5815	6061	5475	5982	6427	6742
経常損益(A)-(B) (C)	-225	-242	-405	-102	-14	74	
特別損益	1. 特別利益(D)						
	2. 特別損失(E)						
	特別損益(D)-(E) (F)						
純損益(C)+(F)	-225	-242	-405	-102	-14	74	
累積欠損金(G)	375	617	1022	1124	1138	1064	
不良債務	流動資産(ア)	2288	2035	1646	1704	1854	2102
	流動負債(イ)	510	504	397	420	439	456
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)						
差引不良債務(オ)	▲ 1,778	▲ 1,531	▲ 1,249	▲ 1,284	▲ 1,415	▲ 1,646	
単年度資金不足額(※)	280	247	282	▲ 35	▲ 131	▲ 231	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	96.1	96.0	92.6	98.3	99.8	101.1	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-32.9	-27.2	-25.6	-22.6	-22.7	-24.8	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	98.7	98.7	94.7	100.5	101.9	103.2	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	45.4	43.9	52.5	51.2	52.0	51.8	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率							
病床利用率	75.6	76.5	71.4	84.8	91.8	90.5	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	国民健康保険山城病院組合 (公立山城病院)
--------------	--------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債						
	2. 他会計出資金	175	227	239	239	241	243
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計 (a)						
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a)-(b)+(c) (A)	175	227	239	239	241	243	
支 出	1. 建設改良費	75	77	100	100	100	100
	2. 企業債償還金	294	301	307	313	320	326
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他	123	180	2	4	4	4
	支出計 (B)	492	558	409	417	424	430
差引不足額 (B)-(A) (C)	317	331	170	178	183	187	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	317	331	170	178	183	187
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)	317	331	170	178	183	187	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)							
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E)-(F)							

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	() 167	() 160	() 201	() 196	() 193	() 190
資本的収支	() 175	() 227	() 239	() 239	() 242	() 245
合計	() 342	() 387	() 440	() 435	() 435	() 435

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。